
大竹市自転車活用推進計画

令和2（2020）年4月

大竹市

大竹市自転車活用推進計画 目次

はじめに	1
本計画の構成	2
第Ⅰ章 計画策定の趣旨	3
1 目的	3
2 対象地域	3
3 計画期間	3
第Ⅱ章 計画の位置付けの整理	4
1 計画の位置付け	4
2 上位関連計画との関連性	4
第Ⅲ章 自転車を取巻く現状と課題	10
1 まちづくり	10
2 交通安全	18
第Ⅳ章 計画の目標と体系	23
1 基本理念及び目指す姿	23
2 目標の設定	24
第Ⅴ章 実施する取組	25
1 取組一覧	25
2 計画の目標Ⅰ 自転車を安全に利用できる人・環境にやさしいまちづくり	26
3 計画の目標Ⅱ 自転車事故のない安心な暮らしづくり	31
第Ⅵ章 計画の進捗管理	38
1 計画の推進	38
2 計画の進行管理・評価，見直し	38

はじめに

わが国においては、これまで、「自転車道の整備等に関する法律」（昭和 45 年法律第 16 号）や「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」（昭和 55 年法律第 87 号）に基づき、大規模自転車道の整備、交通事故対策、放置自転車対策等を推進してきました。

このような中、自転車の活用による環境負荷の低減、災害時における交通機能の維持、国民の健康増進等を図ることなど新たな課題に対応するため、交通の安全の確保を図りつつ、自転車の利用を増進し、交通における自動車への依存の程度を低減することによって、公共の利益の増進に資すること等を基本理念とする「自転車活用推進法」（平成 28 年法律第 113 号）が平成 29（2017）年 5 月 1 日に施行されました。

その後、同法第 9 条に基づき、自転車の活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画である「自転車活用推進計画」（以下、「国の推進計画」という。）が、平成 30（2018）年 6 月 8 日に閣議決定され、また、同法第 10 条及び 11 条において、都道府県・市町村（特別区を含む）は、国の推進計画を勘案し、地域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画（都道府県自転車活用推進計画又は市町村自転車活用推進計画）を定めるよう努めなければならない旨が記されているところです。

このような中、国の計画策定を契機として、走行環境を整えるまちづくり、スポーツと健康の増進における自転車活用、サイクルツーリズムの推進、及び自転車の交通安全等について、県の関係計画を基に総合的に推進し、豊かで活力ある地域づくりに向けて取り組む広島県自転車活用推進計画[※]（平成 31（2019）年度～平成 32（2020）年度）が策定されました。

本計画は、「広島県自転車活用推進計画」を基本として、まちづくり、交通安全について大竹市版の自転車活用推進計画を策定したものです。

[※]都道府県の自転車活用推進計画は、自転車活用推進法第 10 条において、「国の自転車活用推進計画を勘案して、都道府県の区域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画を定めるよう努めなければならない」とされている。

本計画の構成

本計画は、下記の章で構成されます。

第Ⅰ章 計画策定の趣旨

目的

対象地域

計画期間

第Ⅱ章 計画の位置付けの整理

計画の位置付け

上位関連計画との関連性

第Ⅲ章 自転車を取巻く現状と課題

1 まちづくり

2 交通安全

第Ⅳ章 計画の目標と体系

【基本理念】安全で快適な自転車利用環境の創出による豊かで活力ある地域づくり

目指す姿

【目標の設定】

計画の目標Ⅰ 自転車を安全に利用できる人・環境にやさしいまちづくり
計画の目標Ⅱ 自転車事故のない安心な暮らしづくり

実施施策

主な取組

第Ⅴ章 実施する取組

計画の目標Ⅰ 自転車を安全に利用できる人・環境にやさしいまちづくり

実施施策1 自転車通行空間の計画的な整備推進

実施施策2 地域のニーズに応じた駐輪場の整備促進

実施施策3 路外駐車場等の整備促進及び違法駐車取締りの推進

実施施策4 まちづくりと連携した総合的な取組の実施

計画の目標Ⅱ 自転車事故のない安心な暮らしづくり

実施施策1 自転車の安全利用の促進

実施施策2 自転車の点検整備の促進

実施施策3 学校における交通安全教育の推進

実施施策4 自転車通行空間の計画的な整備推進（計画の目標Ⅰと同様）

第Ⅵ章 計画の進捗管理

計画の推進

計画の進行管理・評価、見直し

第 I 章 計画策定の趣旨

1 目的

本計画は、「広島県自転車活用推進計画」を基本として、本市の実情に応じた自転車活用推進計画を策定するものです。

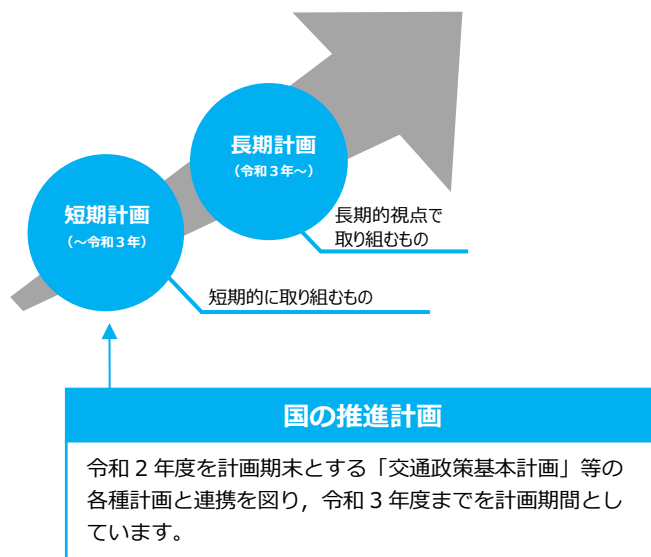
2 対象地域

本計画では、市街地を対象とします。

3 計画期間

本計画では、本市に関連する上位計画、県の推進計画を踏まえ、計画期間を令和 2 年度から令和 3 年度までとしつつ、関連計画との整合を図る必要がある施策については長期的視点で設定します。

図表 計画期間



第Ⅱ章 計画の位置付けの整理

1 計画の位置付け

本計画は、「広島県自転車活用推進計画」を基本として、自転車の活用を市全体で総合的、計画的に推進するための計画を策定するものです。

なお、自転車の特性に応じて、「まちづくり」、「交通安全」の2つの分野について、計画を策定します。

2 上位関連計画との関連性

計画の策定に当たっては、関連計画との整合及び連携を図るものとします。

関連計画

- わがまちプラン第五次総合計画
- 大竹市都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）
- 大竹市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- 健康おおたけ21（第2次）
- 第10次大竹市交通安全計画

2-1 わがまちプラン第五次総合計画

資料名称	わがまちプラン第五次総合計画		
発行主体	大竹市	発行時期	平成 23 年 6 月
都市の将来像	笑顔・元気 かがやくおたけ		
基本目標と 主要な施策	1.大竹を愛するひとづくり 2.生活基盤が整ったまち 3.安全なまち 4.安心できるまち 5.心にゆとりを感じるまち 6.行政・社会の仕組みづくり	⇒交通安全対策の充実 ・自転車通行帯整備事業 ・放置自転車対策	

基本方針

○市民を交通事故から守るため、交通安全意識の高揚と交通安全教育を徹底するとともに、地域における交通安全運動を推進します。

○安全で円滑な交通を確保するため、交通安全施設や道路環境の整備・維持に努めます。

主な取り組み

施策・事業名	内 容	期 間
道路改良事業 【土木課】	交差点改良を主とした市道改良により、交通事故を軽減します。	継続
安心歩行エリア整備事業 【土木課】	既存の道路上に区画線や交差点を明示することで、歩行者にとってより安全な道路を整備します。	継続
バリアフリー事業 【土木課】	高齢者、障害者、妊婦、けが人などの移動や施設の利便性・安全性を向上させるため、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、駅を中心としたエリアの重点的なバリアフリー化を推進します。	継続
自転車通行帯整備事業 【土木課】	自転車と歩行者を分離し、歩行者の安全な通行空間を確保します。	継続
放置自転車対策 【土木課、都市計画課】	関係機関と連携し、公共の場所に放置されている自転車の対策を実施します。	継続
交通安全意識の啓発 【市民課】	交通安全協会など関係機関との連携を強化し、春・夏・秋・年末の交通安全運動期間を活用するなど、地域ぐるみ、職場ぐるみでの交通安全運動を促進します。	継続
高齢者安全対策 【保健介護課】	地域包括支援センターや老人クラブで行う講演会や集会などにあわせて、交通安全に関する講座やワンポイントアドバイスを実施します。	継続

数値目標

指 標	概 要	現況値 (H21)	目標値 (H27)	目標値 (H32)
交通安全指導・教育の実施率 【市民課】	各季の交通安全運動期間中に市内各機関が実施した交通安全指導・教育の実施率	24.5%	30.0%	35.0%
放置自転車などの台数 【土木課、都市計画課】	市道やJR駅前などに放置された自転車などを撤去した台数	78台	85台	80台
放置自転車などの返還台数 【土木課、都市計画課】	撤去後に所有者に返還した自転車などの台数	21台	25台	30台
交通事故件数 【市民課】	市内における交通事故の発生件数	127件	120件以下	100件以下

2-2 大竹市都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）

資料名称	大竹市都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）		
発行主体	大竹市	発行時期	平成 12 年 4 月
都市の将来像	都市の生命力を育む自立・連帯の豊かさ実感おたけ －人と自然と都市の活力が共生する豊かさを目指して－		
都市づくりの方針	1.土地利用の基本方針 2.市街地整備の基本方針 3.交通体系整備の基本方針 4.緑のネットワーク形成の方針 5.都市景観形成の方針 6.供給処理施設整備の方針 7.都市防災の方針 8.防犯まちづくりの方針	⇒道路整備の方針 公共交通整備の方針 その他交通施設整備の方針 ・パーク・アンド・ライドを支える施設整備 ・その他駐車場・駐輪場整備	
<p>—＜その他交通施設整備の方針＞—</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>■駅前広場等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○JR大竹駅東口における交通広場や、JR玖波駅の広場の整備を進めます。 ○小方地域のJR新駅についても、駅前広場等の整備を検討します。 <p>■パーク・アンド・ライドを支える施設整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大竹駅、玖波駅周辺において、自家用車や自転車等から鉄道に乗り換えるための駐車場・駐輪場の整備に努めます。 ○小方新駅が整備された場合においても、そうした整備に努めます。 </div> <div style="width: 45%; border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>■その他駐車場・駐輪場の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○商店街や主要な公共公益施設などにおいては、利便性と交通環境の向上を図るため、適正な駐車場・駐輪場の確保を進めます。 ○また、集合住宅の整備などにおいても、駐車場・駐輪場の整備を促進します。 </div> </div>			

2-3 大竹市まち・ひと・しごと創生総合戦略

資料名称	大竹市まち・ひと・しごと創生総合戦略		
発行主体	大竹市	発行時期	平成 30 年 5 月
基本理念	住みたい、住んでよかったと感じるまち		
基本目標	1.地域経済を活性化し、安定した雇用創出を実現する 2.若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる 3.誰もが健康で生きがいを持ち、安心して暮らせる地域を実現する	⇒目標③-1 良好な市域の整備 ⇒ 施策 7：交通安全対策の充実	

施策7 交通安全対策の充実

【取組の方針】

○安全で円滑な交通を確保するため、交通安全施設や道路環境の整備・維持に努めます。

【評価指標】

◆ 重要業績評価指標 (KPI) と指標のねらい	基準値 (H26)	目標値 (H31)
◆ 市内での交通人身事故の発生件数 (高速道路を除く) 交通安全対策(ソフト・ハード)が充実すると、人身事故などの重大事故が減少します。	100件	95 件以下

【目標値の考え方】 近年の最小値である平成26年度(100件)を下回ることをめざします。

〔広島県警察 交通事故統計〕

《参考数値》 H24：107件 H25：104件 広島県(H26)：12,479件

【具体的な取組】

(1) 道路施設維持事業

222

既存の道路上に区画線や交差点を明示するなど、歩行者や自転車などが安心して通行できるよう道路の修繕・工事を行います。

老朽化した水路上の歩道床版の改修を行い、段差解消も含めて安全な歩道を整備します。

具体的な事業

担当

○交通安全施設整備事業

土木課

指標	指標のねらい	基準値 (H26)	目標値 (H31)
歩道床版改修事業における整備対象路線の完了数 (整備対象6路線のうち平成31年までに優先3路線を整備する。)	整備が進むと、安全に通行できるようになり、転倒などの事故が減ります。	1路線	3路線

2-4 健康おおたけ21（第2次）

資料名称	健康おおたけ21（第2次）		
発行主体	大竹市	発行時期	平成30年3月
基本理念	○生涯現役で活躍できる健康増進のまち 大竹		
自転車活用推進に関連する取組の方向	1. ヘルスプロモーションの推進 2. ライフステージ（年代）ごとの生活習慣の向上 3. 生活習慣病の予防と重症化予防 4. 健康づくりを支援する社会環境の整備		

健康おおたけ21（第2次）（大竹市健康増進計画）基本的な考え方

ヘルスプロモーションの推進

「豊かな人生」を送りたいと考える一人ひとりが、自分の健康を維持・増進するために主体的に取り組み、健康づくりを支援しやすい環境をみんなでつくっていくことが大切です。

みんなで支え合い



健康

一人ひとりの取組

ライフステージごとの生活習慣の向上

市民のライフステージに応じた健康づくりを推進し、社会生活を営むために必要な機能の維持向上に努めます。



生活習慣病の予防と重症化予防

食生活の改善や運動習慣の定着等に重点を置いた対策を充実し、生活習慣病の予防、早期発見に努めます。
また、生活習慣病になっても、身近な地域で療養、重症化予防ができる環境づくりを進めます。

健康づくりを支援する社会環境の整備

市民が身近なところで、主体的に健康づくりに取り組める環境整備を推進します。なかでも、心身の健康、経済状況などの様々な社会全体の課題に対して、行政の各部署や関係機関などが連携し、総合的かつ継続的な取組を推進します。

大竹市食育推進計画 具体的な取組

食への理解と知識の普及・啓発

マナーを守って、楽しく食事をするにより社会性を身につけます
関係機関が協働して身近な場所で食育を学ぶ機会をつくります
子どもへの食育活動を通して、家庭にも普及・啓発を行います



食の安全・安心と地産地消の推進

地元食材を活用します
安全・安心な農林水産物の安定的な生産・供給を行います
給食に地元食材の活用を進めることで地域への愛着を深めます



食文化の継承

地元で継承されてきた郷土料理を、家庭や地域の中で次の世代に伝えていきます
栄養バランスのとれた日本型食生活の推進に取り組みます

2-5 第10次大竹市交通安全計画

資料名称	第10次大竹市交通安全計画		
発行主体	大竹市	発行時期	平成28年12月
基本的な考え方	<ol style="list-style-type: none"> 1 人間に係る安全対策 2 車両が原因となる事故の防止対策 3 交通環境に係る安全対策 4 情報通信技術（ICT）の活用 		
自転車活用推進に関連する取組の方向	自転車利用環境の総合的な整備		
<p>【対 策】</p> <p>（1）安全で快適な自転車利用環境の整備</p> <p>クリーンかつエネルギー効率の高い持続可能な都市内交通体系の実現に向け、自転車の役割と位置付けを明確にし、乗用車から自転車への転換を促す。また、増加している歩行者と自転車の事故を減らすため、自転車は車両であるとの原則のもと、歩行者・自転車・自動車の交通量に応じて、歩行者・自転車・自動車の適切な分離を図り、自転車の通行位置を示した道路等による自転車通行空間ネットワークの整備により、自転車利用環境の総合的な整備を推進する。</p> <p>また、自転車通行の安全性を向上させるため、自転車専用通行帯の設置区間や自転車と自動車を混在させる区間では、周辺の交通実態等を踏まえ、必要に応じて駐車禁止・駐停車禁止の規制を実施する。併せて、自転車専用通行帯をふさぐなど、悪質性・危険性・迷惑性の高い違法駐停車車両については、取締りを積極的に実施する。</p> <p>各地域において、道路管理者や警察が自転車ネットワークの作成や道路空間の整備、通行ルールの徹底を進められるよう「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」（2016年（平成28年）7月改正国土交通省、警察庁）の周知を図り、さらに、自転車を共同で利用するコミュニティサイクルなどの自転車利用促進策やルール・マナーの啓発活動などのソフト施策を積極的に推進する。</p> <p>（2）自転車等の駐車対策の推進</p> <p>自転車等の駐車対策については、福山市自転車利用促進プランにより、自転車等の駐車需要の多い地域及び今後、駐車需要が著しく多くなることが予想される地域を中心に利用のされ方に応じた路外・路上の自転車駐車場等の確保を推進する。また、大量の自転車等の駐車需要を生じさせる施設について、自転車駐車場等の設置を義務付ける条例の制定の促進を図る。</p> <p>鉄道の駅周辺等における放置自転車等の問題の解決を図るため、市・道路管理者・公安委員会・鉄道事業者等が適切な協力関係を保持し、地域の状況に応じ、条例の制定等による駅前広場及び道路に放置されている自転車等の整理・撤去等の推進を図る。</p> <p>特に、バリアフリー法に基づき、重点整備地区内における生活関連経路を構成する道路においては、高齢者・障がい者等の移動の円滑化に資するため、関係機関・団体が連携した広報啓発活動等の違法駐車を防止する取組み及び自転車駐車場等の確保を重点的に推進する。</p>			

第Ⅲ章 自転車を取巻く現状と課題

本章では、「広島県自転車活用推進計画」の内、「まちづくり」「交通安全」の分野で、自転車を取り巻く現状及び課題を整理しました。なお、現状について本市が把握していない項目については、広島県のデータを用いて整理しました。

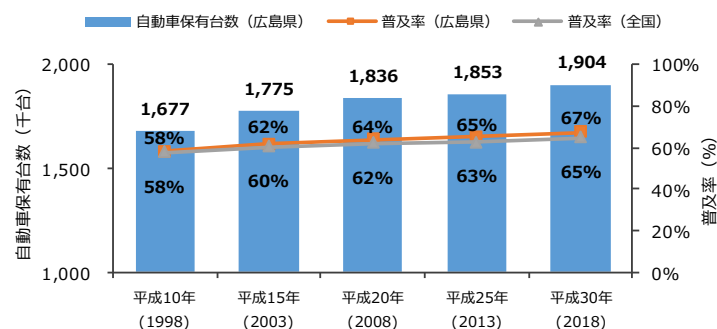
1 まちづくり

1-1 現状

(1) 自動車・自転車の保有状況

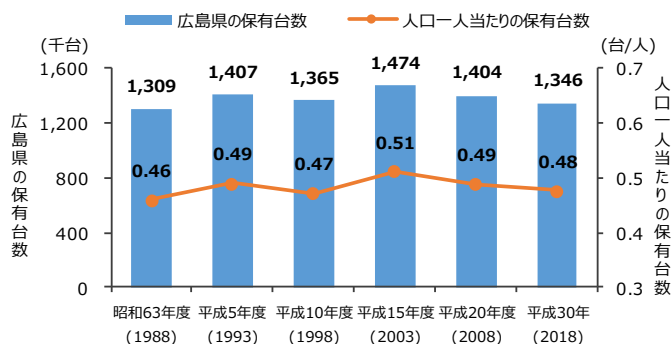
- 県内の自動車保有台数は20年以上増加傾向であり、その普及率(=保有台数/人口)は全国平均と同程度です。
- 県内の自転車の保有台数は約140万台で推移しており、およそ2人に1台の割合となっています。

図表 自動車保有台数・普及率



資料：(一財)自動車検査登録情報協会
資料：広島県「人口移動統計調査」、総務省統計局「人口推計」の資料より算出

図表 自転車保有台数と人口1人当たりの保有台数

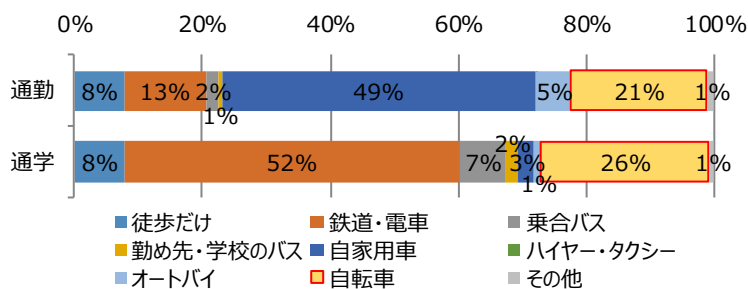


資料：広島市「広島市自転車都市づくり推進計画」(平成25(2013)年6月)
資料：(一財)自転車産業振興協会「自転車保有実態に関する調査」(平成30(2018)年10月)
資料：広島県「人口移動統計調査」の資料より算出

(2) 交通手段分担率

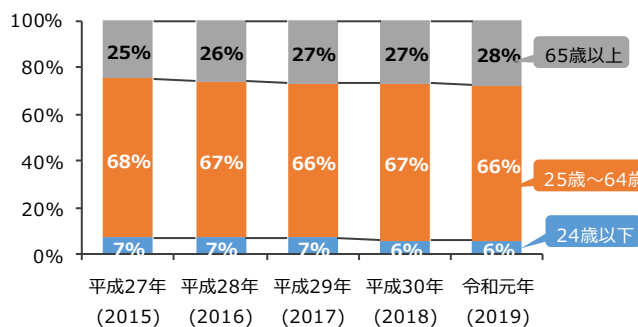
- 本市の自転車の交通分担率は通勤で 21%、通学で 26%を占めています。
- 自動車免許保有者は 65 歳以上が年々増加傾向にある一方で、自動車免許自主返納者数も年々増加しています。

図表 大竹市の通勤・通学の交通手段分担率



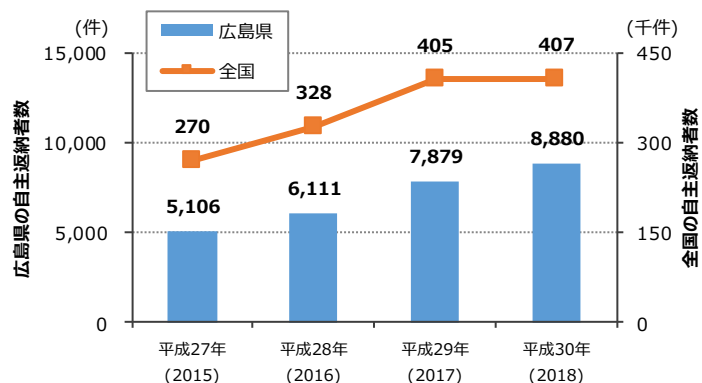
資料：総務省統計局「平成 22（2010）年国勢調査」

図表 大竹市の年齢別 自動車免許保有者割合



資料：広島県警察「免許に関する統計」（平成 27（2015）年～令和元（2019）年 6月末）

図表 広島県の 65 歳以上の自動車免許自主返納数

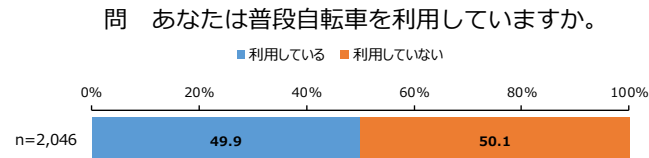


資料：警察庁「運転免許統計」（平成 27（2015）年～平成 30（2018）年）

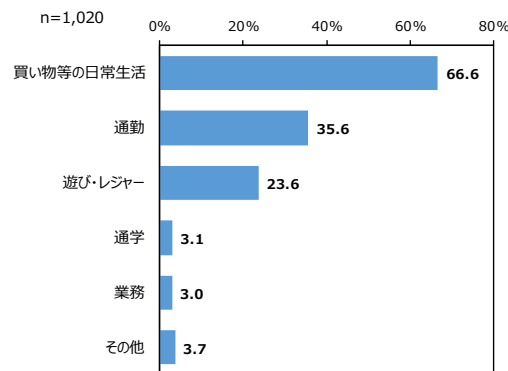
(3) 自転車の利用状況

- 広島県の自転車利用者は、買い物等の日常生活をはじめ、通勤や遊び・レジャーなど日常的に自転車を利用しています。

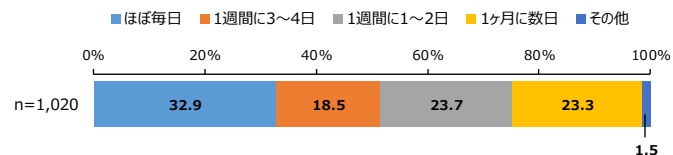
図表 自転車の利用状況



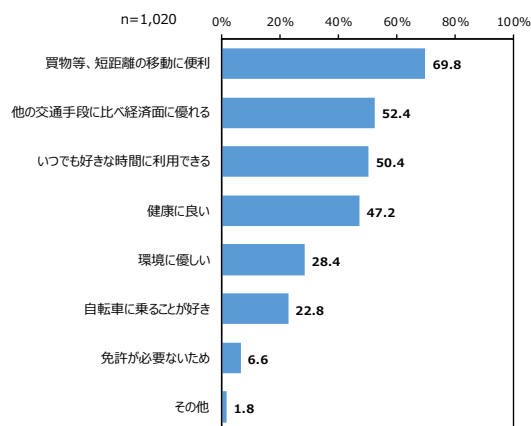
問 あなたの自転車利用の主な目的は何ですか。（複数回答可）



問 あなたは自転車をどれくらいの頻度で利用していますか。



問 あなたが自転車を利用される主な理由は何ですか。（複数回答可）



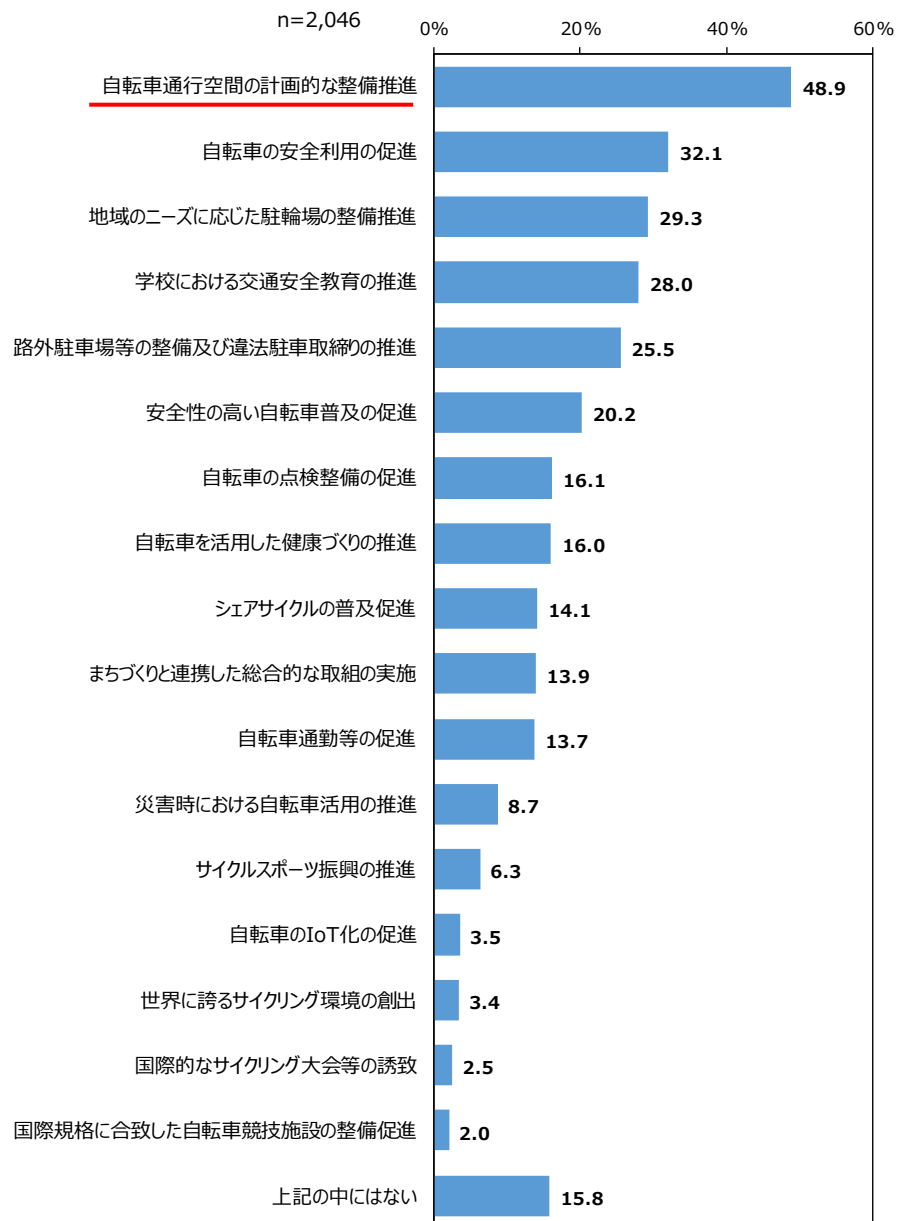
資料：広島県「県民の自転車利用状況に関するアンケート調査」（平成 30（2018）年 12 月）

(4) 関心の高い自転車に関する施策

- 「自転車通行空間の計画的な整備推進」に対する県民ニーズが最も高くなっています。

図表 関心の高い自転車に関する施策

問 あなたが自転車の活用を推進する上で特に重要と思われるものを教えてください。(最大5つまでお答えください)



資料：広島県「県民の自転車利用状況に関するアンケート調査」(平成30(2018)年12月)

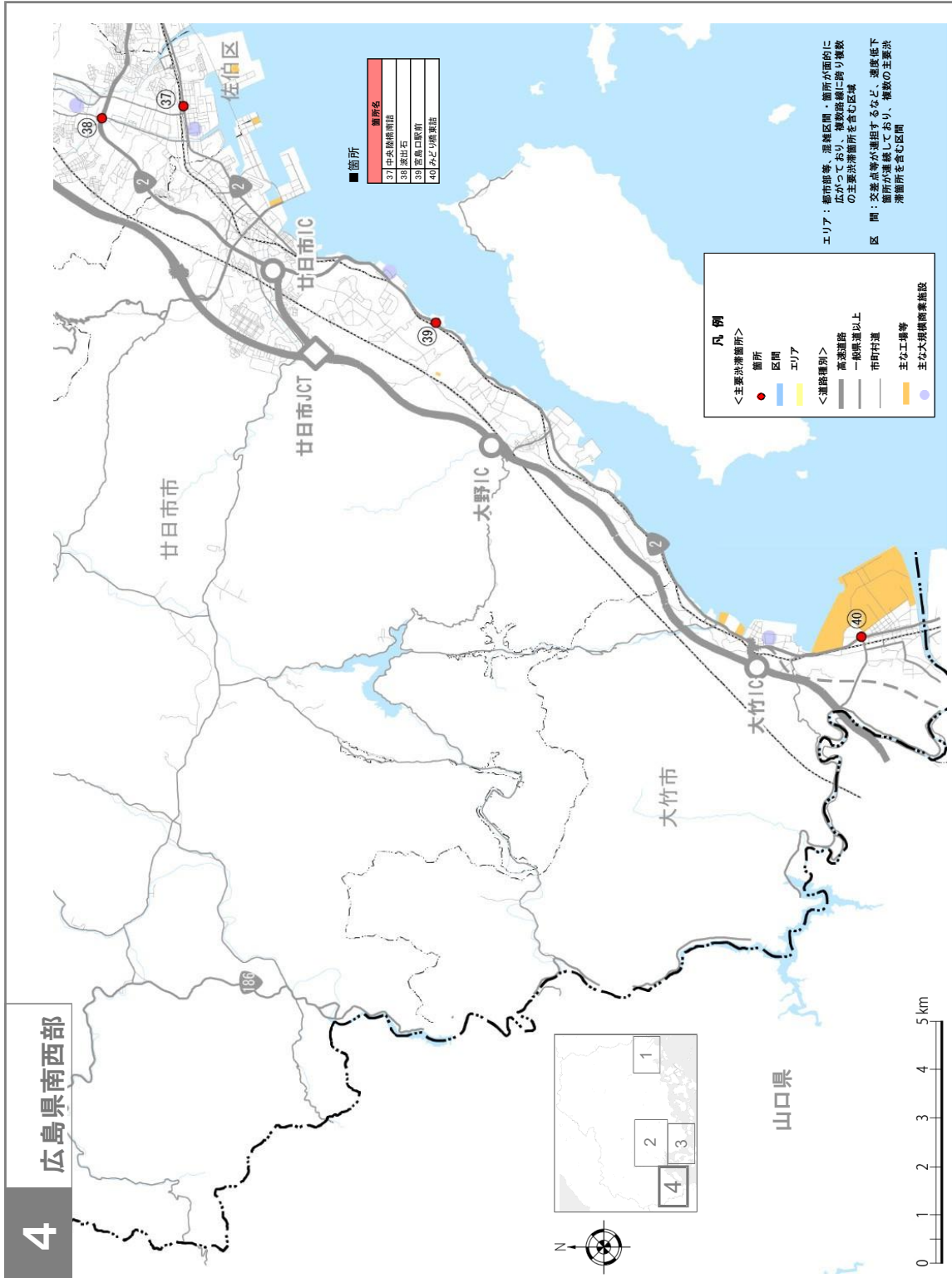
(5) 自転車ネットワーク計画の策定状況

- 本市では、安全で快適な自転車通行空間を整備することを目的に、自転車ネットワーク路線を選定し、選定した路線毎に整備形態等を示した「自転車ネットワーク計画」の策定を進めています。

(6) 交通渋滞の発生状況

- 下記の箇所に交通渋滞が発生しています。

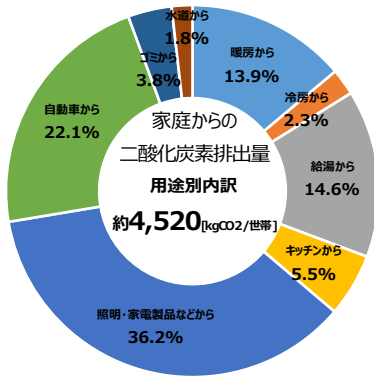
図表 大竹市の渋滞発生状況



(7) 環境

- 我が国は、家庭から排出されるCO₂の約2割がクルマから排出されています。

図表 家庭からのCO₂排出量の内訳



資料：温室効果ガスインベントリオフィス（2016年度）

図表 1人が1km移動する時のCO₂排出量

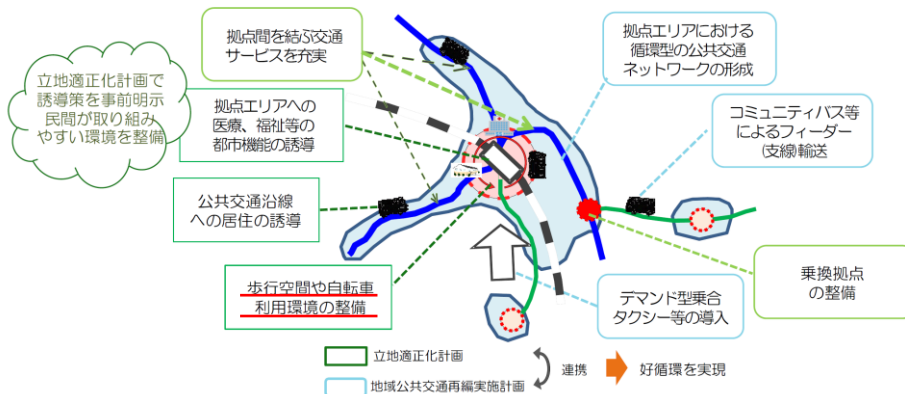
マイカー	137g
バス	56g
鉄道	19g
自転車	0g
徒歩	0g

資料：国土交通省「輸送量あたりの二酸化炭素の排出量（旅客）」(2017年度)

(8) コンパクトなまちづくりに向けた取組

- 広島県内市町では、過疎化に伴い地域公共交通サービスが衰退するとともに、高齢者の運転免許返納者数が年々増加する中、コンパクトシティの形成が進められています。
- コンパクトシティの形成等を進める上で、環境にやさしく、身近でアクセシビリティの高い交通手段である自転車の利用促進が重要な役割として位置づけられています。

図表 立地適正化計画（コンパクトシティ）のイメージ



資料：国土交通省 HP

1-2 課題

自転車は環境にやさしく、身近で気軽に使える乗り物です。買物や通勤、通学など幅広い用途で利用されており、約2人に1台の割合で自転車が保有されています。

また、通勤及び通学における自転車の交通手段分担率は、通勤で約21%、通学で約26%利用されており、主要な移動手段の1つとなっています。

このようなことから、自転車利用の実情や交通事故発生状況等を踏まえ、自転車通行空間の整備を推進するなど、安全で快適な自転車の通行環境を確保する必要があります。また、家庭から排出される二酸化炭素の約2割を占める自動車から自転車への利用の転換を図り、交通における低炭素化や都市部を中心とした道路交通の円滑化等を進めることが重要です。

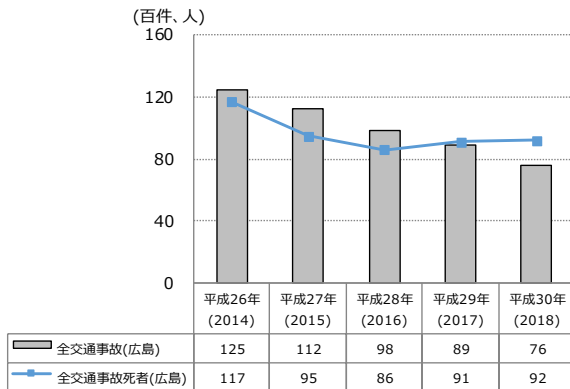
2 交通安全

2-1 現状

(1) 自転車関連事故の発生状況

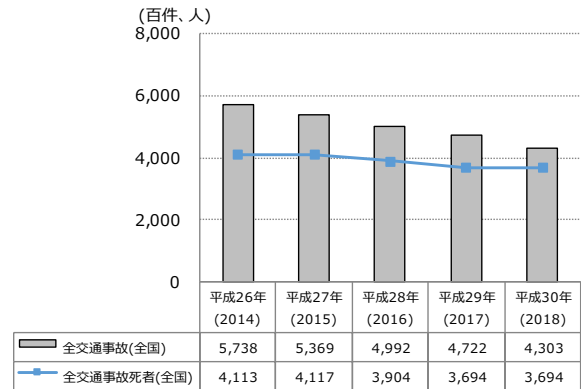
- 広島県の自転車乗用中の事故件数は減少傾向にありますが、全事故件数に占める自転車事故件数の割合は約 2 割で横ばい傾向にあります。
- 全国の事故件数も広島県と同様の傾向にあります。

図表 全交通事故件数の推移（広島県）



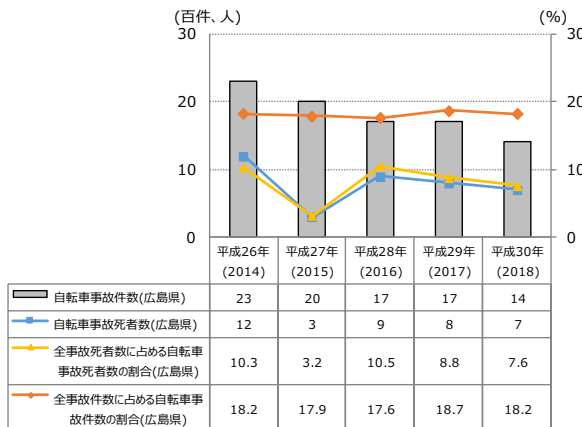
資料：広島県警察「広島交通統計」（平成 30（2018）年版）

図表 全交通事故件数の推移（全国）



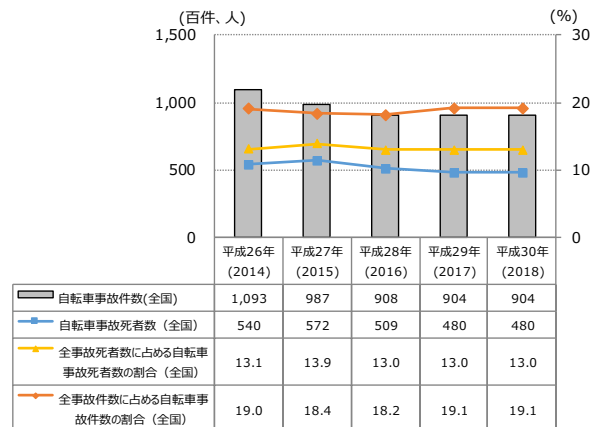
資料：警察庁「平成 30 年中の交通事故の発生状況」

図表 自転車関連事故件数の推移（広島県）



資料：広島県警察「広島交通統計」（平成 30（2018）年版）

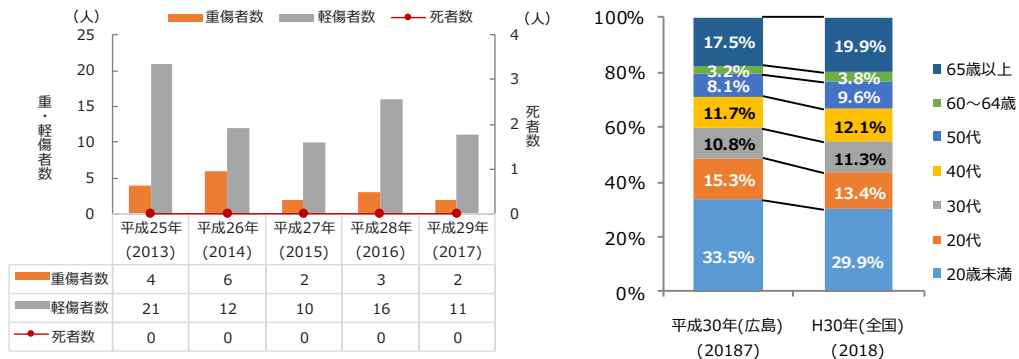
図表 自転車関連事故件数の推移（全国）



資料：警察庁「平成 30 年中の交通事故の発生状況」

- 本市の自転車関連事故による死傷者数は、平成 29 年に 13 人となっており、平成 25（2013）年から見ると減少傾向にあります。

図表 大竹市の自転車関連事故死傷者数の推移

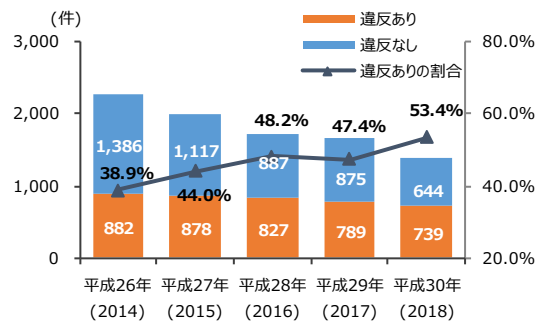


資料：広島県警察「広島交通統計」（平成 25 年（2013）版～29（2017）年版）

（2）自転車関連事故と法令違反の状況

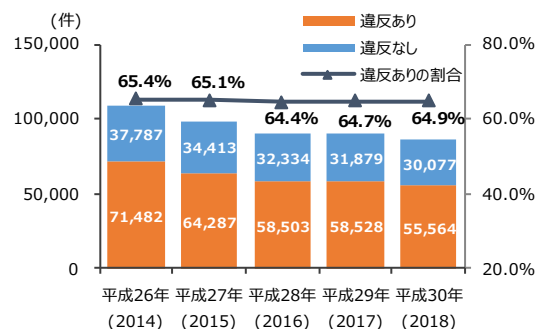
- 広島県の自転車側に法令違反のある事故は減少傾向ですが、自転車関連事故に占める法令違反のある自転車の割合は増加しています。

図表 自転車乗用中死傷者の法令違反の状況（広島県）



資料：広島県警察「広島交通統計」（平成 25（2013）年版～30（2018）年版）

図表 自転車乗用中死傷者の法令違反の状況（全国）

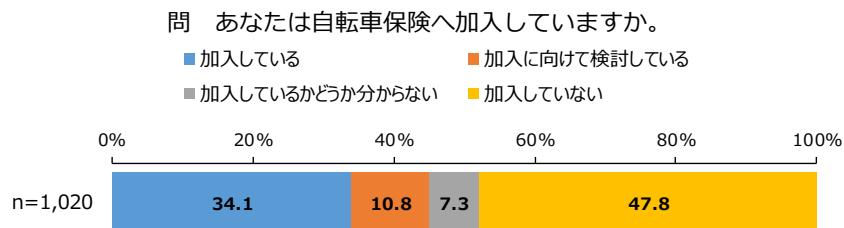


資料：警察庁「平成 30 年中の交通事故の発生状況」

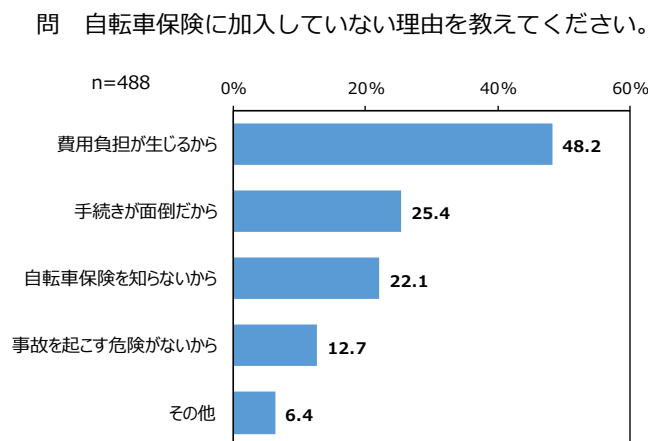
(3) 自転車保険の加入状況

- 広島県内では、自転車保険の加入率は、費用負担等の理由により低調であると考えられます。

図表 自転車保険の加入状況



図表 自転車保険に加入していない理由

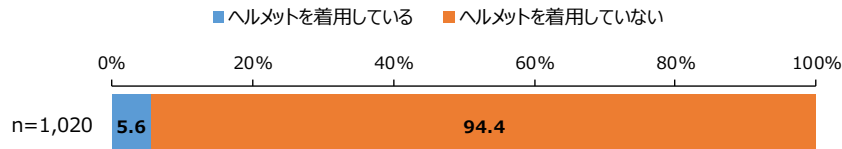


(4) ヘルメットの着用状況

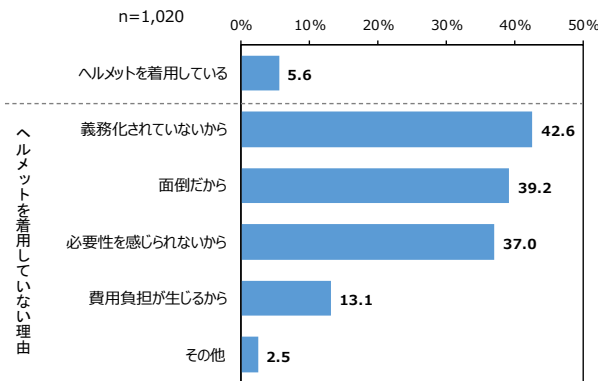
- 広島県内では、「義務化されていない」「面倒」「必要性を感じられない」といった理由から、ヘルメットを着用していない方がほとんどであると考えられます。

図表 利用の頻度

問 あなたは自転車を利用する際、自転車用ヘルメットを着用していますか。
着用していない場合、その理由を教えてください。(複数回答可)



図表 ヘルメットを着用していない理由

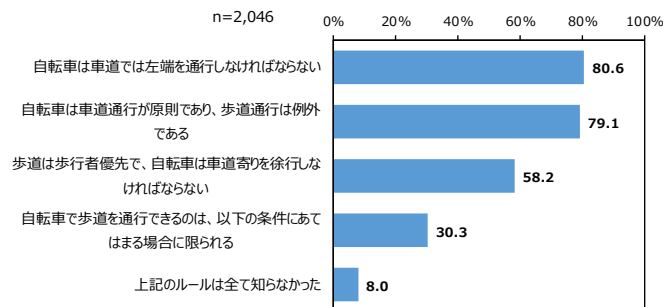


(5) 交通ルール・マナー

- 自転車の通行ルールについて、「自転車は車道では左端を通行しなければならない」「自転車は車道通行が原則であり、歩道通行は例外である」の認知度は高いものの、その他のルールについては高いとは言えない状況にあると考えられます。

図表 利用の頻度

問 自転車の通行ルールについて、あなたが既にご存知のものを教えてください。(複数回答可)

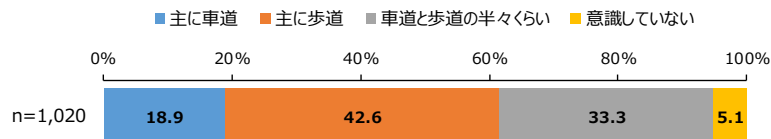


(6) 自転車の通行位置の状況

- 広島県民の自転車利用者は、自転車を利用する際、主に歩道を走行する割合が最も高いものと考えられます。

図表 自転車の通行場所

問 あなたが自転車を利用する場合、主に道路のどこを走行していますか。



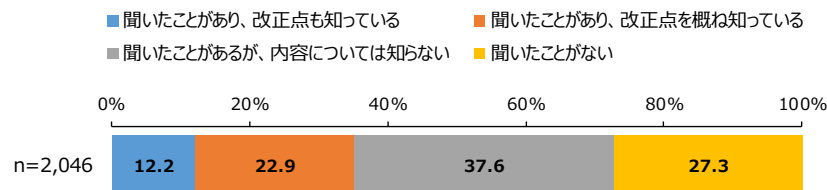
資料：広島県「県民の自転車利用状況に関するアンケート調査」(平成 30 (2018) 年 12 月)

(7) 自転車安全講習義務化の認知度

- 自転車安全講習義務化の認知度は低い状況にあると考えられます。

図表 自転車安全講習義務化の認知度

問 あなたは平成 27 (2015) 年 6 月に道路交通法が改正され、信号無視や一時不停止など自転車の危険行為を繰り返すと「自転車運転者講習」の受講が義務付けられたことを知っていますか。



資料：広島県「県民の自転車利用状況に関するアンケート調査」(平成 30 (2018) 年 12 月)

2-2 課題

近年、自転車事故の発生状況は横ばい傾向にあります。自転車事故のない社会の実現に向けて、交通安全対策を推進するとともに、自転車利用者に対しては、交通ルールやマナーに関する理解を深めるため、交通安全教育等の充実を図る必要があります。

第Ⅳ章 計画の目標と体系

1 基本理念及び目指す姿

1-1 基本理念

安全で快適な自転車利用環境の創出による 豊かで活力ある地域づくり

今後、本市においても、自転車の活用による環境負荷の低減、災害時における交通機能の維持、国民の健康増進等を図ることなど新たな課題に対応するため、交通の安全の確保を図りつつ、自転車の利用を増進し、交通における自動車への依存の程度を低減することによって、公共の利益の増進に資することが求められています。

このような背景から、本市では「広島県自転車活用推進計画」と同様に、「安全で快適な自転車利用環境の創出による豊かで活力ある地域づくり」を基本理念とし、自転車の特性を活かし、交通手段としてだけでなく、まちづくり、交通安全など様々な場面で自転車の活用を取組を推進していくこととします。

1-2 目指す姿

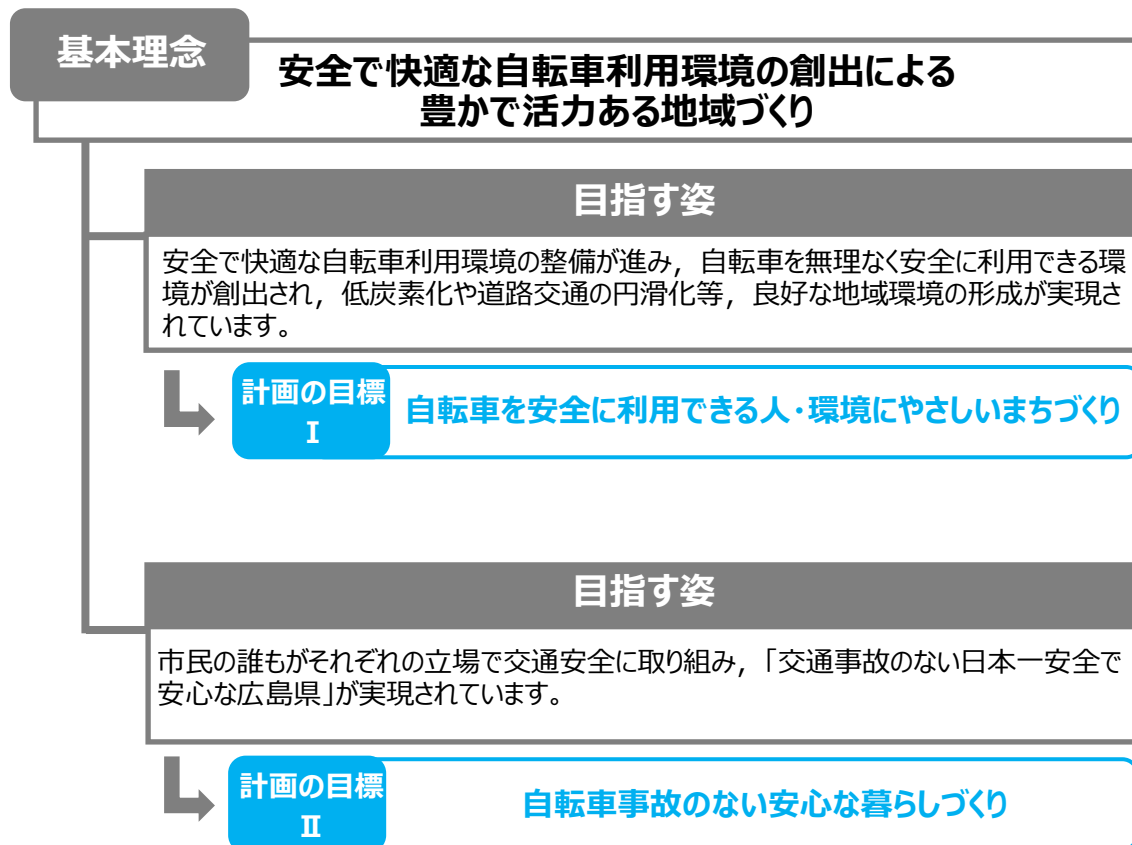
上述の基本理念、現状の課題、県民及び市民ニーズ等を踏まえ、今計画で本市の目指す姿を以下のように設定します。

- 安全で快適な自転車利用環境の整備が進み、自転車を無理なく安全に利用できる環境が創出され、低炭素化や道路交通の円滑化等、良好な地域環境の形成が実現されています。
- 市民の誰もがそれぞれの立場で交通安全に取り組み、「交通事故のない日本一安全で安心な大竹市」が実現されています。

2 目標の設定

本計画では、目指す姿の実現のため、下記に示す2つの計画の目標を設定します。

図表 2つの計画の目標



第V章 実施する取組

1 取組一覧

前述で設定した目標を達成するため、「広島県自転車活用推進計画」で設定されている取組に対し、本市が実施する取組を次の通り設定します。

図表 実施する取組

目標	実施施策	本市の取組
【計画の目標Ⅰ】 自転車を安全に利用できる人・環境にやさしいまちづくり	自転車通行空間の計画的な整備推進	① 自転車通行空間の整備
		② 交通規制の適切な実施・運用
		③ 自転車利用促進に関する広報啓発
	地域のニーズに応じた駐輪場の整備促進	① ニーズに対応した駐輪場の整備への支援
		② 違法駐車の積極的な取締り
	路外駐車場等の整備促進及び違法駐車取締りの推進	① 路外駐車場や荷さばき用駐車スペースの整備の支援
		② 違法駐車の積極的な取締り
		③ 駐車監視員による違反車両の確認
	まちづくりと連携した総合的な取組の実施	① まちづくりと連携した自転車施策の推進
② ゾーン30や狭さく等による安全対策の実施		
【計画の目標Ⅱ】 自転車事故のない安心な暮らしづくり	自転車の安全利用の促進	① 自転車安全利用五則の活用等による通行ルールの周知
		② 交通安全意識向上を図る広報啓発
		③ 高齢者向けの安全教室の実施
		④ ヘルメット着用の広報啓発
		⑤ 自転車運転者講習制度の着実な運用
		⑥ 交通安全に関する指導技術の向上
		⑦ 自動車教習所における教育の実施
		⑧ 自転車指導啓発重点地区・路線等における指導取締りの実施
		⑨ 地域交通安全活動推進委員等による指導啓発活動の推進
	自転車の点検整備の促進	① より安全な自転車の点検整備を促進するための広報啓発
	学校における交通安全教育の推進	① 交通安全教室の推進
		② 交通安全教室の講師へ向けた講習会実施
		③ 通学路周辺の安全点検
	自転車通行空間の計画的な整備推進	① 再掲：【計画の目標Ⅰ】

2 計画の目標Ⅰ 自転車を安全に利用できる人・環境にやさしいまちづくり

2-1 自転車通行空間の計画的な整備推進

取組	①自転車通行空間の整備
取組内容	通行空間の連続性等に配慮した自転車ネットワーク計画に基づき、関係機関と連携しながら、自転車走行空間の整備を推進します。また、関係者の意見を踏まえ、路肩や交差点等の自転車通行空間の安全性・快適性の改善を検討します。
取組イメージ	<div style="text-align: center;">  <p>自転車道</p>  <p>自転車専用通行帯</p>  <p>車道混在</p> </div> <p style="text-align: right;">資料：国土交通省</p> <p>【検討に当たっての技術的な指針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（国土交通省、警察庁） ・平面交差の計画と設計―自転車通行を考慮した交差点設計の手引（（一社）交通工学研究会） ・自転車利用環境整備のためのキーポイント（（公社）日本道路協会） <p>【その他】</p> <p>公共交通を補完する交通システムとして、シェアサイクルの安全性及び快適性を向上するためにサービス提供エリアにおける自転車通行空間の整備や、関係機関との連携のもとに推進する無電柱化の実施路線においては、地域の実情を踏まえて道路空間を活用した自転車通行区間の確保を検討します。</p>

取組	②交通規制の適切な実施・運用
取組内容	自転車交通を含め、全ての交通に対して安全と円滑を図るために、道路標識や道路標示等の適切な設置運用に努めます。
取組イメージ	<p style="text-align: center;">通行・進入禁止に関する標識</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  通行止め </div> <div style="text-align: center;">  車両進入禁止 </div> <div style="text-align: center;">  自転車通行止め </div> <div style="text-align: center;">  車両進入禁止 </div> <div style="text-align: center;">  歩行者専用 </div> </div> <p style="text-align: center;">逆走の禁止に関する標識</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  一方通行 </div> <div style="text-align: center;">  自転車一方通行 </div> </div> <p style="text-align: center;">通行禁止に係る標識例</p> <p style="text-align: center;">※補助標識により規制対象から自転車が外されている場合を除く</p>

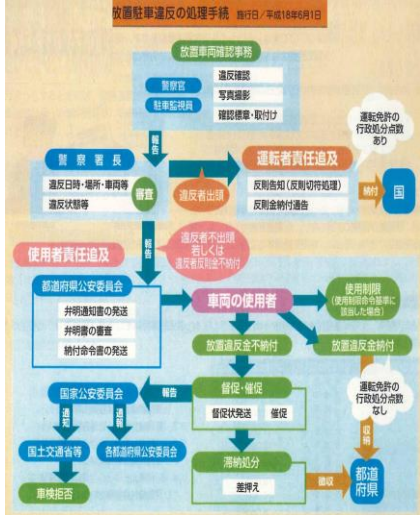
取組	③自転車利用促進に関する広報啓発
取組内容	マイカー等から自転車への転換による CO ₂ 削減効果の把握等を踏まえ、自転車利用による様々なメリットを宣伝し、自転車利用も含めた交通転換の促進に関する広報啓発活動を支援します。
取組イメージ	<div style="text-align: center;">  広報啓発のイメージ </div> <p style="text-align: right;">資料：広島市 HP</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  広報啓発のイメージ </div> <p style="text-align: right;">資料：福山都市圏交通円滑化総合計画 HP</p>

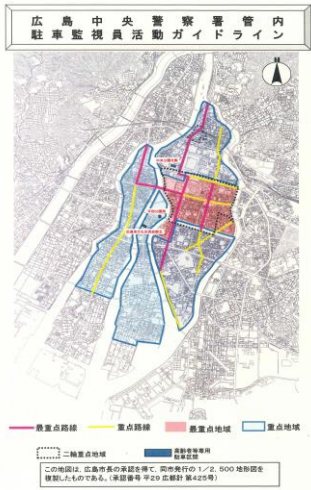
2-2 地域のニーズに応じた駐輪場の整備促進

取組	①ニーズに対応した駐輪場の整備への支援
取組内容	自転車と公共交通の結節となる鉄道駅等の周辺をはじめとした、地域が取り組む駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備を推進します。
取組イメージ	 <p>鉄道駅の駐輪施設の整備事例（東広島市 JR 寺家駅）</p> <p>【検討に当たっての技術的な指針】 自転車等駐輪場の整備のあり方に関するガイドライン（国土交通省）</p>

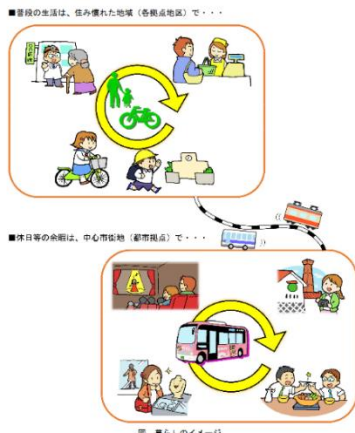
2-3 路外駐車場等の整備促進及び違法駐車取締りの推進


取組	①路外駐車場や荷さばき用駐車スペースの整備の支援
取組内容	物流活動が周辺交通へ与える影響を抑制するため、地域が取り組む荷さばきルール策定や荷さばき場、路外駐車場の整備を推進します。
取組イメージ	 <p>共同集配ステーションの設置実験の例</p> <p>資料：広島市 HP</p>

取組	②違法駐車の積極的な取締り
取組内容	自転車を含めた交通の安全と円滑を図るため、悪質性・危険性・迷惑性の高い放置駐車違反に重点を置いた取締りを積極的に推進するとともに、運転者責任・使用者責任を追及します。
取組イメージ	 <p>道路交通法に基づく、運転者責任・使用者責任の処理手続き</p> <p>資料：広島県警察</p>

取組	③駐車監視員による違反車両の確認
取組内容	駐車実態等を踏まえて策定した駐車監視員活動ガイドラインに沿って、駐車監視員による放置駐車違反車両の確認事務を推進します。
取組イメージ	 <p>広島中央警察署管内の駐車監視員活動ガイドライン策定例</p> <p>資料：広島県警察</p>

2-4 まちづくりと連携した総合的な取組の実施

取組	①まちづくりと連携した自転車施策の推進
取組内容	コンパクトシティ形成に向けた取組やまちづくりと連携した自転車通行空間、駐輪場、シェアサイクルのサイクルポート等の整備を推進します。
取組イメージ	 <p>コンパクトシティによる暮らしのイメージ</p> <p>資料：東広島市 HP</p>


取組	②ゾーン 30 や狭さく等による安全対策の実施
取組内容	歩行者・自転車中心のまちづくりと合わせ、関係機関（道路管理者、公安委員会等）が連携して、自動車の速度抑制や通過交通の進入抑制を図る「ゾーン 30」の整備や、狭さくの設置等、ハードとソフト両面から交通安全対策を実施します。
取組イメージ	 <p>ゾーン 30</p> <p>資料：東広島市 HP</p>


3 計画の目標Ⅱ 自転車事故のない安心な暮らしづくり

3-1 自転車の安全利用の促進

取組	①自転車安全利用五則の活用等による通行ルールの周知
取組内容	民間団体等と連携し、「自転車安全利用五則」のチラシ等を公共施設に配置等により、全ての年齢層の利用者に対する自転車の通行ルール等の周知を図ります。
取組イメージ	 <p style="text-align: center;">自転車安全利用五則のチラシ</p> <p style="text-align: right;">資料：公益財団法人広島県交通安全協会 HP・広島県</p>

取組	<p>②交通安全意識向上を図る広報啓発</p>
取組内容	<p>自転車の安全利用や自転車保険への加入について、地域住民の交通安全意識の向上を図るため、全国交通安全運動、マナーアップ強化月間等様々な機会を活用して、街頭での指導啓発、ポスター貼付等、広報啓発に努めます。</p>
取組イメージ	<div data-bbox="815 465 1059 801" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="655 815 1190 846">広島県「自転車マナーアップ強化月間」のチラシ</p> <p data-bbox="1209 860 1353 887">資料：広島県 HP</p> <div data-bbox="815 902 1059 1245" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="715 1263 1142 1294">「日を定めて実施する運動日」のチラシ</p> <p data-bbox="1209 1308 1353 1335">資料：広島県 HP</p> <div data-bbox="660 1384 1174 1570" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="740 1592 1174 1624">自転車安全利用街頭キャンペーンの様子</p> <p data-bbox="1209 1637 1353 1664">資料：広島県 HP</p>


取組	③高齢者向けの安全教室の実施
取組内容	交通安全協会等と協議し、イベント等において、自転車の安全利用のための広報を実施するブースの設置や、シミュレーター等を活用した高齢者向けの安全教室を実施します。
取組イメージ	 <p>ドライブシミュレーターを活用した自転車安全教育指導の様子</p> <p style="text-align: right;">資料：広島県</p>


取組	④ヘルメット着用の広報啓発
取組内容	交通事故の被害を軽減するため、広島県と連携し、広島県が行う様々なイベント等の機会を活用して、通勤・通学時をはじめとした自転車利用時のヘルメット着用の促進に向けた広報啓発を図ります。
取組イメージ	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 45%;">  <p>ヘルメット着用の啓発のチラシ</p> <p>資料：警察庁・都道府県警察</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>広島県交通対策協議会が、3つの運動日を定めました。交通事故防止に努めましょう！</p> <p>毎月1日は「自転車安全利用の日」です。</p> <p>自転車が増える交通手段は、全体の動きを変えています。近年、自転車利用者との交通事故が増え、その利用者が多くなり、交通事故の発生も増加しています。安全・安心・快適な移動を実現するために、ヘルメット着用、安全運転、歩行者に対する配慮をお願いします。</p> <p>① 歩行者に対する配慮：歩行者優先 ② 歩行者に対する配慮：歩行者優先 ③ 歩行者に対する配慮：歩行者優先</p> <p>毎月10日は「高齢者の交通安全の日」です。</p> <p>高齢者が関与する交通事故の割合は、年々増加しており、死者の半数以上を占めています。高齢者の安全・安心な移動を実現するために、ヘルメット着用、安全運転、歩行者に対する配慮をお願いします。</p> <p>① 歩行者に対する配慮：歩行者優先 ② 歩行者に対する配慮：歩行者優先 ③ 歩行者に対する配慮：歩行者優先</p> <p>毎月20日は「飲酒運転根絶の日」です。</p> <p>飲酒運転による交通事故は、毎年で平均約100件発生しています。飲酒運転は危険な運転であり、交通事故の発生も増加しています。安全・安心・快適な移動を実現するために、飲酒運転を根絶をお願いします。</p> <p>① 飲酒運転を根絶：飲酒運転を根絶 ② 飲酒運転を根絶：飲酒運転を根絶 ③ 飲酒運転を根絶：飲酒運転を根絶</p> <p>広島県交通対策協議会</p> <p>「日を定めて実施する運動日」のチラシ</p> <p>資料：広島県 HP</p> </div> </div>

取組	⑤ 自転車運転者講習制度の着実な運用
取組内容	一定の違反行為を反復して行った自転車運転者を対象として、自転車運転者講習制度の着実な運用を図ります。
取組イメージ	 <p style="text-align: center;">自転車運転者講習制度のチラシ</p> <p style="text-align: right;">資料：広島県 HP</p>


取組	⑥ 交通安全に関する指導技術の向上
取組内容	交通安全啓発に関するボランティア等に対する講習会等を実施し、自転車の安全利用を含めた交通安全に関する指導技術の向上を図ります。
取組イメージ	 <p style="text-align: center;">交通安全指導員だより</p> <p style="text-align: right;">資料：広島県 HP</p>

取組	⑦ 自転車教習所における教育の実施
取組内容	道路標識や道路標示の意味について学科教習で教育を行うなど、自転車への注意喚起を促すなどの教育を実施します。
取組イメージ	 <p data-bbox="730 674 1118 701">自転車通行ゾーンを走行する自転車</p> <p data-bbox="1209 719 1353 739">資料：福山市 HP</p>


取組	⑧ 自転車指導啓発重点地区・路線等における指導取締りの実施
取組内容	自転車が関係する交通事故の発生状況、地域住民の苦情・要望の状況等を踏まえて自転車指導啓発重点地区・路線を選定します。当該地区において重点的に、自転車利用者の無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止等に対し指導警告を行うとともに、悪質・危険な違反に対し検挙措置を講じます。
取組イメージ	 <p data-bbox="730 1368 1118 1395">路上での自転車の指導・取締り状況</p> <p data-bbox="1190 1413 1353 1433">資料：東広島市 HP</p>

取組	⑨地域交通安全活動推進委員等による指導啓発活動の推進
取組内容	地域交通安全活動推進委員，ボランティア，地方公共団体，関係機関・団体，地域住民等において，違反行為を防止するため，指導啓発活動を推進するとともに，警察による交通違反に対する指導取締りを進めます。
取組イメージ	 <p>街頭キャンペーン</p> <p>資料：広島県HP</p>




3-2 自転車の点検整備の促進

取組	①より安全な自転車の点検整備を促進するための広報啓発
取組内容	交通安全教育の機会等を活用した広報啓発を推進します。また，安全に自転車を利用するために，啓発ポスターの作成やHP・広報誌での呼びかけなど，定期的な自転車の点検整備を促す広報啓発を実施します。
取組イメージ	 <p>自転車の点検整備促進のチラシ</p> <p>資料：広島県HP</p> <p>・イベント時における自転車の点検整備の励行を呼び掛け</p>

3-3 学校における交通安全教育の推進

取組	①交通安全教室の推進
取組内容	小・中・高等学校等の児童生徒を対象に，交通安全教室等を開催し，交通安全意識の向上を図ります。
取組イメージ	 <p>交通安全教室</p> <p>資料：廿日市市HP</p>

取組	②交通安全教室の講師へ向けた講習会実施
取組内容	交通安全教室の講師がわかりやすい講習会を実施できるように、講師に向けた講習会を実施します。
取組イメージ	<div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">  <p>自転車安全教育指導員講習会</p> </div> <p style="text-align: right; font-size: small;">資料：公益社団法人広島県交通安全協会 HP</p>

取組	③通学路周辺の安全点検
取組内容	市町の教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者等により、自転車の視点も踏まえた通学路の安全点検を実施します。安全点検の実施結果を踏まえて、交通安全の確保に必要な対策を実施します。
取組イメージ	<div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">  </div> <p style="text-align: center;">各市町が作成した交通安全プログラムに基づいた通学路の安全点検の実施</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">資料：福山市 HP</p>

3-4 自転車通行空間の計画的な整備推進

「2-1 自転車通行空間の計画的な整備推進」と同様

第Ⅵ章 計画の進捗管理

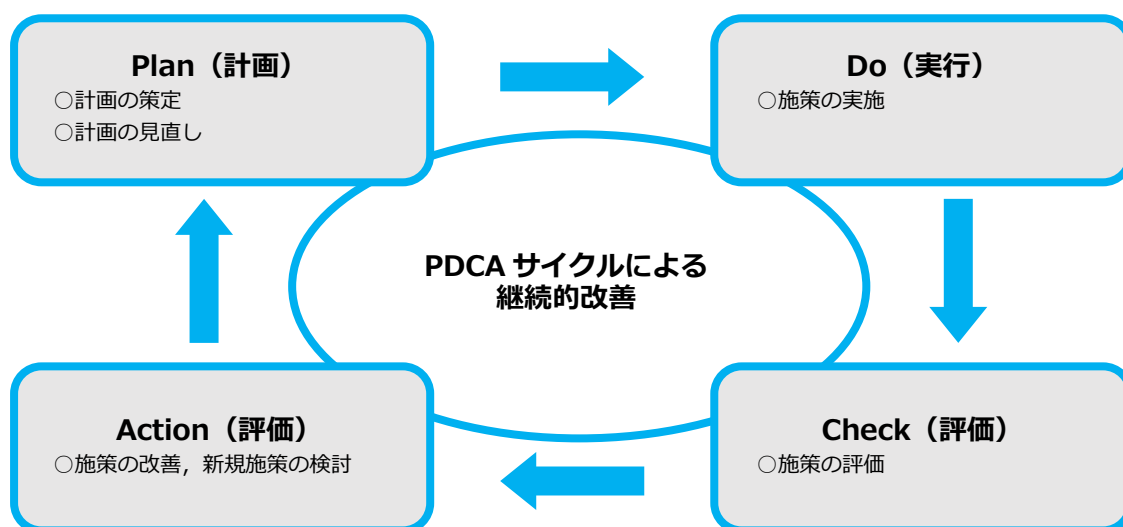
1 計画の推進

本計画は、「安全で快適な自転車利用環境の創出による豊かで活力ある地域づくり」を基本理念として、「自転車を安全に利用できる人・環境にやさしいまちづくり」、「自転車事故のない安心な暮らしづくり」といった広範な政策目標を掲げています。こうした目標を実現し、計画を着実に推進するため、まちづくり、交通安全の各分野の関係部局がお互いに連携を図り、自転車に関する最新の知見も得ながら、総合的かつ戦略的な取組を実施していきます。

2 計画の進行管理・評価、見直し

本計画は、PDCA（（計画－実行－評価－見直し））サイクルに基づき、総合的な点検・評価、施策や取組の改善・反映を行います。

図表 PDCA サイクルの内容



大竹市自転車活用推進計画

令和2(2020)年4月

発行 大竹市

〒739-0692 広島県大竹市小方1-11-1

TEL(0827)59-2165 FAX(0827)57-7149

編集 大竹市 建設部